

味の素食の文化センター研究成果概要報告書

<2022 年度研究助成>

江戸時代の食料消費の動向を探る

「通」を用いた地域比較を通して

立命館大学大学院食マネジメント研究科・三浦加帆

2024年6月30日

<2021年度研究助成>

江戸時代の食料消費の動向を探る－「通」を用いた地域比較を通して－

三浦 加帆

(立命館大学大学院食マネジメント研究科)

1. はじめに

江戸時代の商取引では、「通」(通帳)と呼ばれる帳簿が広く使用された。この帳簿は、売り手(商人)と買い手(消費者)間の取引の履歴が記録されたものである¹⁾。「通」には、取引の日付・品目・数量・金額などの詳細が書き留められ、これにより毎回現金を直接やり取りすることなく、後日まとめて清算が行われる方式が一般に採用されていた²⁾。

本研究では、「通」に記録された内容の分析を通じて、当時の食料消費に関する実態を明らかにすることを旨とする。

これまでの近世史研究においては、商品流通、市場構造、経済循環などに関する全国規模および地域ごとの研究や、大規模商家の経営活動などに関する膨大な知見が蓄積されてきた。一方で、個人や家族単位の消費という視点から経済活動を全国的かつ地域的に考察した研究は少なく、いまだ十分に進展していないのが現状である³⁾。それは、日々の消費に関する史料が少なく、それに基づく多様な実態の蓄積が十分でないためと考えられる。

そこで、報告者はこれまでに近江国滋賀郡本堅田村(現滋賀県大津市本堅田)の北村家(商家)に残された江戸時代後期の「通」443冊に焦点を当て、当家の日々の消費に関する細かな分析を行ってきた(三浦 2023)。その結果、商品別の購入割合や購入頻度、購入店舗の所在地、同一商品を扱う店舗の使い分けの在り方など、家庭レベルでの細かな消費の動向を明らかにすることができた。

以上のように、これまでは莫大な量の「通」が残されている一つの家を対象に、詳細な分析を行ってきた。本研究では、その研究成果を踏まえつつ、日本における複数地域の家に残された「通」を分析することで、全国単位での「通」の利用の在り方や食料消費・食生活に関する実態の解明に迫りたいと考えている。

さて、本論に入る前に、「通」の記載形式を詳しく理解すべく、当時実際に使われていた北村家の「通」を1点取り上げ、その記載内容の一部を図1に示す。図1の「通」は、文化8年(1811)に豆腐屋の山形屋五郎兵衛が北村家に対して発行したものであり、【表紙】と【中身(一頁目)】の記載内容を示している。表紙には発行年月「文化八寅正月吉日」・店名「山かたや五郎兵衛」・通の名称「豆腐之御通」・購入者「北村又三郎様」が記載され、中身の1、2行目には販売した日付「正月九日」・金額「四十五文」・販売商品「白」・販売数量「三丁」が書かれている。店舗や地域、取扱商品の違いによって記載形式等に多少の違いは見られるものの、「通」の基本的な記載内容は以上の通りである。

| | | | |
|-----------|------|--------------|--------------|
| 【表紙】 | | 文化八 寅正月吉日 | 山かたや 五郎兵衛 |
| | | 豆腐之御通 | |
| 北村又三郎様 | | | |
| 【中身(一頁目)】 | | | |
| 正月九日 | 四十五文 | 白 | 三丁 |
| 十一月十五日 | 三十五文 | あけ八 | やき式丁 |
| 十一月廿四日 | 四十五文 | あけ八 | 白 |
| 十二月九日 | 四十五文 | あけ八 | 白 |
| 十二月十五日 | 四十五文 | あけ七 | 白 |
| 一月十五日 | 四十五文 | あけ七 | 白 |
| 二月十五日 | 四十五文 | あけ七 | 白 |
| 三月十五日 | 四十五文 | あけ七 | 白 |
| 四月十五日 | 四十五文 | あけ七 | 白 |
| 五月十五日 | 四十五文 | あけ七 | 白 |
| 六月十五日 | 四十五文 | あけ七 | 白 |
| 七月十五日 | 四十五文 | あけ七 | 白 |
| 八月十五日 | 四十五文 | あけ七 | 白 |
| 九月十五日 | 四十五文 | あけ七 | 白 |
| 十月十五日 | 四十五文 | あけ七 | 白 |
| 十一月十五日 | 四十五文 | あけ七 | 白 |
| 十二月十五日 | 四十五文 | あけ七 | 白 |

図1 文化8年(1811)「豆腐之御通」記載内容

*大津市歴史博物館保管 北村家文書「通」の翻刻文

これまでの調査では、「通」の収集(撮影)・解読・データ化・分析を進めてきた。本報告では、これまでに得られた三つの観点からの分析結果について述べる。

2. 調査分析結果の概要および考察

1) 「通」を通じて購入された商品の種類

各地の「通」に記載された内容を分析し、食料消費の動向を明らかにするためには、第一に『「通」とは一体どのようなものなのか』をより明確にす

る必要がある。そのため、これまで「通」の利用傾向、残存年代、形態、書式などについても検討してきた。

まず、現在まで残されている江戸時代の「通」の所在を明らかにするため、図書館や博物館などの社会教育機関、地方自治体、大学などが発行している古文書（史料）の所蔵目録を調査し、「通」が残されている家や地域を抽出した。「古文書目録」とは、古い文書や史料の情報が整理・記載された書物やデータベースであり、文書の所在、内容（標題）、作成年代や作成者、形態、史料の状態などが記録されたリストである。

目録を用いて「通」の収集・分析を行うにあたり留意すべき点は、各地に現存する全ての史料が目録化されているわけではないこと、および目録として一般に公開されていないものが多く存在するという点である。つまり、把握することのできる「通」は限定的であると考えべきである。しかし、目録として公開されている史料を対象に調査を行うことと、どのような商品の購入に「通」が用いられていたのか、といった利用状況の全容を把握することはできるだろう。

そこで本節では、目録から現在の近畿地方を中心とした地域に残されている「通」を抽出・分析し、「どのような商品の購入に『通』が用いられたのか」を検討する。本節では、「通」の原本や写真は使用せず、目録に記された「通」の情報のみを基に分析を試みた。

なお、具体的な調査対象の地域は以下の通りである：山城国（現京都府）、大和国（現奈良県）、河内国（現大阪府南東部）、和泉国（現大阪府南西部）、摂津国（現大阪府北西部）、紀伊国（現和歌山県と三重県南西部）、播磨国（現兵庫県西部）、淡路国（現淡路島）、伊勢国（現三重県）、近江国（現滋賀県）、美濃国（現岐阜県南部）。

「通」の抽出については、公開されており確認することのできる目録を可能な限り全て調査し、当時の「通」利用の特徴を把握することを目指した。その結果、江戸時代の「通」を延べ 611 点抽出することができた。目録に記録された資料名（「通」の表紙に書かれた名称：「酒之通」「豆腐之御通」など）をもとに、これらの「通」611 点を商品別に分類したものが表 1 である⁴⁾。「通」611 点のほとんどは、店が消費者（各家）に対して、年間 1 冊・

正月に発行しているものである。

表 1 の項目の一つである「色々」には、「酒醬油之通」や「青物干物麩湯皮之通」など、「通」の表紙（名称）に項目の異なる 2 種類以上の商品が記載されたものを分類している。また、「その他」には冊数が 5 冊以下の「通」を含めており、「不明」には「卯之年通」「〇〇様御通」など、販売商品が明記されていないものを分類している。

表 1 「通」の商品別点数

（江戸時代の「通」611 点）

| 商品 | 点数 | 商品 | 点数 | 商品 | 点数 | 商品 | 点数 |
|-----|-----|----|----|-----|----|-----|----|
| 酒 | 118 | 豆腐 | 33 | 小間物 | 9 | 瓦 | 6 |
| 諸品 | 93 | 醤油 | 27 | 金物 | 9 | 色々 | 16 |
| 魚 | 58 | 油 | 25 | 木材 | 8 | その他 | 33 |
| 着物類 | 51 | 米 | 12 | 煙草 | 7 | 不明 | 47 |
| 肥料 | 42 | 荒物 | 11 | 青物 | 6 | | |

*畿内とその周辺の計 11 ヵ国の調査結果
（山城国、大和国、河内国、和泉国、摂津国、紀伊国、播磨国、淡路国、伊勢国、近江国、美濃国）

表 1 に示された結果に関して、以下の 3 点について検討する。

- ①多種商品を扱う店の「通」の存在
- ②特定の商品を販売する店の「通」の存在
- ③多種多様な店での「通」の利用

まず、①について、諸品の「通」（諸色・萬の「通」も含む）は 93 点あり、購入商品が不明の「通」を除くと、その数は全体の約 6 分の 1 に相当する。諸品の「通」を発行している店は、特定の地域に限定されず、調査対象の全ての国で確認された。また、今回抽出した江戸時代の「通」611 点の中で最も古い元禄 9 年（1696）の「通」は山城国乙訓郡大山崎荘（現京都府乙訓郡大山崎町）疋田家の「万通」であり、1600 年代から諸品を扱う店が存在していたことが分かる。当時の消費動向を検討する上で、諸品を取り扱う店が地域や家庭における消費に果たす役割を明らかにすることは、非常に重要な論点の一つであるだろう。

次に、「諸品」や「色々」のように幅広く商品を取り扱う店がある一方、「煙草」「瓦」や、その他に含まれる「蜜柑」「梅」「茶漬」「蠟燭」など、限定的な商品のみを販売する店も存在していたと考えられる。これら特定の商品に特化した店舗の「通」は、特定の地域のみ限定して残されている傾向がある。例えば、「魚」の項目に含まれる生鯖の「通」2 点、生鯖干物の「通」1 点が美濃国に位置する同家に残されている。その他、「蜜柑」「梅」は紀伊国

にそれぞれ1点ずつ、「茶」は山城国宇治に2点、「酒味噌溜」は美濃国に1点残されている。このように、「通」から、江戸時代における食の地域性を確認することもできた。

最後に、改めて表1を見ると、「魚」「豆腐」「米」「青物」「醤油(調味料)」「酒(飲料)」等の食品から、「着物類」「荒物」等の生活用品、「煙草」「菓子(その他)」等の嗜好品、建築資材である「瓦」、そして「肥料」や「木材」、さらには「家賃(その他)」や「船賃(その他)」の支払いまでも「通」が利用される場合があることが分かった。つまり、日常生活において購入するもののほとんどのものに「通」が作成されていたのである。

それを踏まえると、近畿地方における個々の家を対象とする際に、今回の結果を指標とすることで、その家および地域の経済活動の独自性を理解する手がかりにもなりうると考える。

2) 各家における「通」の残され方の独自性

続いて、複数年にわたりまとまった点数の「通」が残されている家を対象に、各家における「通」の残され方(商品別点数)について調査分析を行った。本調査は、以下の6地域に位置する6家を対象として実施した。

①近江国滋賀郡(現滋賀県大津市、1808~1857年 443点) ②近江国蒲生郡(現滋賀県蒲生郡、1767~1856年 293点) ③美濃国山県郡(美濃国岐阜市、1814~1859年 50点) ④遠江国棒原郡(現静岡県島田市、1827~1875年 82点) ⑤信濃国安曇郡(現長野県南曇市、1825~1877年 83点) ⑥下総国相馬郡(現茨城県北相馬郡、1813~1885年 65点)

以上の6家を比較した結果、「酒」「諸品」「魚」「着物」「油」の「通」が全ての家に共通して残されていることが分かった。

そして、各地域や家の特性に基づき、「通」の残り方についての分析を進めている。例えば、①近江国滋賀郡の北村家には、菓子の「通」が64点も残されており、その点数の多さが大きな特徴である。表1『「通」の商品別点数』の中に登場する菓子の「通」は、「その他」に含まれる2点のみである。

北村家は、本堅田村に居住する、薬種業と金融業を営む商家である。金融業を通じて領主との経済的なつながりが大きくなり、天保15年(1844)には「御勝手御用掛」として堅田藩の役人に取り

立てられている。北村家に菓子の「通」が多く残されている要因として、当時急激に増えた藩との付き合いなどの支配との関りに加え、京都への薬種業の出店などの手広い商業活動といった、家としての性格上、贈答品として菓子が多用されていたためであると考えられる。

また、本堅田村には堅田藩堀田家の陣屋が位置していた。さらに、近江八景の「堅田落雁」でも知られる浮御堂などの名所があること、菓子屋以外にも様々な店があったことなどにより、多くの人が行き交っていたと考えられる。このような地域の特徴から、「落雁」などの名物が発展し、当時の菓子屋の多さに表れていたようにも考えられる⁵⁾。

各家における具体的な「通」の内容分析や家同士の比較については、地域や家の特徴等を考慮しながら、慎重に分析を継続している段階である。

3) 豆腐屋における価格と販売商品

次に、同一商品を扱う店での商品の価格や具体的な購入商品について、地域の異なるいくつかの家の「通」を用いて検討した。今回は、豆腐屋での購入について分析を行う。

大和国(現奈良県)2家、近江国(現滋賀県)1家、信濃国(現長野県)2家の計5家に残された8店の豆腐の「通」を用いて、各店における白豆腐1丁の価格と白豆腐以外の購入商品を調査し、表2に整理した。

まず、白豆腐1丁の価格について見ると、同じ時代であっても地域によって大きく異なることが分かる。『守貞謄稿⁶⁾』によれば、豆腐について「京坂小形なり。京都一挺以下売らず。大坂半挺十二銭、半挺六文なり。」とあり、江戸の豆腐については大形であり、1丁56文または60文で売られ、4半丁から購入できることが記されている。このことから、江戸では1丁あたりの価格と大きさが、表2に記載している8店の豆腐屋と比較してさらに大きく、4分の1丁から購入できる店が存在したことも分かる。

表2の8店の豆腐屋での白豆腐の購入については、全ての店で1丁以上からの購入のみであった。しかし、信濃国埴科郡伊勢町の豆腐屋「藤屋豆平」と「松屋藤兵衛」の2店では、「1丁半」や「4半」など、半丁単位での購入が見られた。このように、商品の価格や販売単位に関する地域ごとの違いが見られるため、今後はさらに各地の「通」を収

表2 「通」に見る豆腐屋の販売商品と価格

| 購入者の居住地(家名) | 年 | 店名 | 「通」の名称 | 価格(白豆腐1丁) | 白豆腐以外の購入品 |
|-----------------------------------|------|---------|--------|-----------|--------------------|
| 大和国高市郡細川村(藤本家) 現奈良県高市郡明日香村細川 | 1819 | ちこや五兵衛 | 豆腐通 | 14文 | こんにゃく |
| 大和国高市郡常門村(弓場家) 現奈良県橿原市一町 | 1853 | 釜忠 | 豆腐通 | 20文 | 揚/おから/備中くわ |
| 近江国滋賀郡本堅田村(北村家) 現滋賀県大津市本堅田 | 1832 | 山形屋五郎兵衛 | 豆腐之御通 | 15文 | 焼/揚/おから/ひろうす/豆 |
| | | 豆腐屋彦次郎 | 湯皮豆腐通 | | 揚/ゆば(生ゆば・玉子ゆば)/おから |
| | | 日野屋甚三郎 | 豆腐之御通 | | 揚/焼/おから |
| 信濃国筑摩群下今井村(桃井家) 現長野県松本市今井 | 1814 | 南車屋 | 車豆腐ノ通 | 34文 | 米/栗/餅糰など |
| 信濃国埴科郡松代伊勢町(八田家) 現長野県長野市松代町伊勢町 | 1836 | 藤屋豆平 | 御豆腐通 | 32文 | 焼/揚/おから/氷豆腐など |
| | | 松屋藤兵衛 | 豆腐御通帳 | | 揚(揚豆腐・ひらあげ)/おから |

*「通」の記述をもとに作成

集し、内容を比較分析することで、地域ごとの特徴を明確にしていきたい。

次に、表2の購入商品の内容について以下の四つに整理する。

- ①白豆腐以外の様々な豆腐製品の購入
- ②豆腐製品以外の商品の購入
- ③同一年における複数の豆腐屋での購入
- ④各店における特色

順に見ていくと、①については、まず、表に示している全ての店で、販売商品が白豆腐だけではないことが分かる。豆腐を原料として作られる加工品(焼き豆腐・ひろうす・氷豆腐など)や豆腐を製造する過程で生じる副産物(おから・ゆば)、さらに豆腐の原料である豆まで、それぞれの店で様々な商品が販売され、購入されていたことが分かる。

次に、以上のような豆腐製品のみならず、豆腐とは関係のないと思われる商品を販売している店もある。大和国の「ちこや五兵衛」ではこんにゃく、「釜忠」では備中くわ、信濃国の「南車屋」では、米・栗・餅糰などが購入されていた。

以上のように、「通」の名称には含まれない商品が購入されているのは豆腐屋だけに限らない。例えば、多くの地域の魚屋では、魚類だけでなく、せり・うど・わさび・たけのこなどの山菜類や、松茸・椎茸といったキノコ類、酢などの調味料なども、同一店(魚屋)で購入している場合が多くあることが明らかになっている。

そして、③「同一年における複数の豆腐屋での購入」について、同じ年に複数の店の豆腐の「通」が残されている家がある。表に示しているもので

は、近江国の北村家と信濃国の八田家がそれに該当する。近江国の北村家では、天保3年(1832)に3店の豆腐屋を使い分けており、どの店でも共通して購入している商品がある一方、「山形屋五郎兵衛」では「ひろうす」「豆」、「豆腐屋彦次郎」では「ゆば」がその他の2店では購入していない商品として挙げられる。「日野屋甚三郎」では、他の2店と比較して、全体の購入金額に占める「白豆腐」の割合が圧倒的に高いという特徴がある。また、信濃国の八田家には、天保7年(1836)に2店の豆腐の「通」が残されており、「藤屋豆平」でのみ「氷豆腐」を購入していたという特徴がある。

以上から、同一地域に位置する「豆腐屋」であっても、店舗ごとの販売商品や力を入れている商品に多少の違いがあり、それが買い手の消費行動に大きく影響を与えていたと考えられる。北村家の天保3年(1832)の豆腐屋での購入では、同じ日に2店の豆腐屋で購入している日が複数あり、いずれの場合もそれぞれで別の商品を購入していたことが明らかになっている。また、豆腐屋に限らず、同一地域における同一商品の価格には、店ごとの異なりがほとんどないことから、各店における品揃えの違いが消費者の店舗選択に大きく作用していたと考えられる。

最後の④「各店における特色」については、1店舗のみに見られる販売商品がいくつかある。これが店舗や地域特有のものであるかどうかを明らかにするためにも、さらに多くの「通」やその他の史料の分析を進めていく必要があると考えている。

3. おわりに

以上、本研究では、江戸時代の「通」を分析し、当時の消費実態の解明を試みた。

本報告の2章1節では、当時の消費の動向を理解する上で、諸品を扱う店が地域や家庭に果たした役割について検討することの必要性を指摘した。諸品を扱う店が各家庭の経済活動の範囲内に位置していたのかどうかによって、各家庭の商品購入の在り方や地域における店舗の種類や数に大きな違いが表れるのではないかと考えるからである。

実際に、近江国滋賀郡本堅田村の北村家には、表1に登場する「金物」「荒物」「煙草」「木材」などの「通」は残っていないが、それらの購入については、全て諸品の「通」に記載があることを確認している。このことを踏まえると、特定の種類の商品のみを販売する店の「通」は諸品を扱う店がない地域に多く残されている可能性が考えられる。あるいは、別の考察として、生鯖の「通」を例に挙げると、生鯖以外にも様々な魚を販売していたが、店の特徴等を分かりやすくするために「通」の表紙を工夫していた可能性もある。2章3節にて、一つの家において、同じ年に同一の商品を扱う複数の店で購入していたことについて述べた。これを踏まえると、同地域内に同一の商品を扱う店が多く存在したため、店として特に力を入れている商品や、他店では扱っていない商品を「通」の表紙に記載し、差別化点を明示していたとも考えられる。

以上の点を明らかにするためには、具体的な「通」の内容分析に加え、同一地域における複数の家に残された「通」を収集し、総合的に分析する必要もあると考える。ただし、特に「通」の解読・分析については一つ一つ慎重に進めていく必要もある。

例えば、「通」には、表2の購入品の中に示された「玉子ゆば」のような、内容が不明な商品も登場するため、様々な史料から調査する必要がある。

以上を考慮しつつ、今回報告した観点からのさらなる詳細な分析に加え、各家庭における経済活動の範囲、栄養摂取の在り方、各家庭における行事や家族構成等を踏まえた消費実態の検討など、多角的な視点からの分析を進めていきたいと考えており、それが今後の課題である。

注

1) 「通」と呼ばれるものの中には、税金を納める際に使用されるものや、お金の貸し借りに際して利用

されるもの、両替屋が発行している「通」（「金銀銭取引之通」等）、頼母子講の「通」などもあるが、本研究においてはそれらの「通」は対象としていない。

2) 江戸時代の代金決済については、農事暦・年貢収納と結びついた節季（盆前・年末）払いが通例であり（牧原2017）、「通」を用いた代金の支払いについても基本的に年に2回まとめて支払いが行われていた。

3) 中世史研究においては、家族単位での消費活動に関する研究が進みつつある（橋本2010）。

4) 近江国滋賀郡本堅田村の北村家の「通」443冊については、目録調査により収集した「通」ではないため、本調査（表1）には含めていない。

5) 『守貞謄稿』とは、江戸に14年・大坂に30年居住した著者の喜田川守貞が天保8年（1837）から約30年にわたり、江戸・京坂の風俗、民間の雑事などをまとめたものである。

6) 北村家の「通」が残されている文化5年（1808）から安政4年（1857）の50年の間に、北村家には8店の菓子屋の「通」が残されており、そのうちの7店は本堅田村に位置する店であった。さらに、同一年に複数の堅田に位置する菓子屋の「通」が残されている年もある。

謝辞

本研究は、公益財団法人味の素食の文化センター「2022年度 食の文化研究助成」の助成を受けて実施しました。本助成により、多くの調査研究を進めることができました。心より感謝申し上げます。

参考文献

- 鎌谷かおる（2003）「近世後期における堅田商人の金融活動」『神女大史学』20号：68-86。
 鎌谷かおる（2004）「近世後期における堅田商人の金融活動」『近江地方史研究』36号：39-48。
 鎌谷かおる・高橋大樹（2013）「江州滋賀郡本堅田村明細帳」『神女大史学』30号：67-87。
 喜田川守貞著・宇佐美英機校訂（1996）『近世風俗志（守貞謄稿）（一）』岩波書店 252-253。
 喜田川守貞著・宇佐美英機校訂（2005）『近世風俗志（守貞謄稿）（五）』岩波書店 112-116。
 橋本道範編（2010）『日本中世魚介類消費の研究 ―一五世紀山科家の日記から―』琵琶湖博物館研究

調査報告書 第25号.

牧原成征 (2017) 「農村金融・地方金融」深尾京司・中村尚史・中林真幸編『岩波講座 日本経済の歴史 第2巻』岩波書店 112-130.

三浦加帆 (2023) 「江戸時代における豆腐の消費動向を探るー近江国滋賀郡本堅田村の「通」を手がかりにー」『会誌 食文化研究』19号: 1-13.

渡辺尚志編 (2016) 『生産・流通・消費の近世史』勉誠出版.